

彦根市ライフサービス課フロントヤード等委託業務に係る

公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本事業は、窓口業務での市民サービスの向上、窓口混雑緩和および待ち時間の短縮化、窓口対応職員の負担軽減を目的として、窓口業務等の一部業務を委託する予定です。

本プロポーザルは、委託業者の選定にあたり、市区町村の窓口業務に精通し、業務委託を受けた実績があり、民間のノウハウを生かした最も優れた提案を行った事業者を選定するため、実施するものです。

2 業務概要

(1) 業務名 彦根市ライフサービス課フロントヤード等委託業務

(2) 業務内容

別紙「彦根市ライフサービス課フロントヤード等委託業務仕様書」のとおりとします。ただし、仕様書の内容以外に、彦根市の特性を踏まえた独創的な支援内容を提案書に記載することは差し支えありません。

(3) 事業期間 令和8年(2026年)8月1日から令和11年(2029年)7月31日まで

(4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 担当部署 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市市民環境部ライフサービス課 担当：檜尾、山岸

T E L 0749-30-6151、F A X 0749-22-1398

e-mail : shimin@ma.city.hikone.shiga.jp

3 契約上限額

人件費、採用・研修費、業務構築費、備品、消耗品費、研修会場費等を含め令和8年(2026年)8月から令和11年(2029年)7月までの委託費用総額「70,717,000円(消費税および地方消費税を含む。)」を上限とします。

4 参加者の資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない

者であること。

- (2) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第 104 号)に基づく指名停止措置期間中ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条または第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。
- (6) 地方公共団体において、窓口のフロントヤード業務(住民票の写し、戸籍謄本等の各種証明書の請求受付、住所異動届出や戸籍届出に係る受付、マイナンバーカードに係る各種受付など、市役所窓口業務の一次受付全般)の受託実績があること。

5 スケジュール

公募開始	令和 8 年 6 月 15 日(月)
質問の受付期日	令和 8 年 6 月 22 日(月)午後 4 時 45 分まで
質問の回答	令和 8 年 6 月 29 日(月)(予定)
参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 7 日(火)午後 4 時 45 分まで
企画提案書の提出期限	
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和 8 年 7 月 14 日(火)
審査会(評価、採点)	
審査結果の通知、公表	令和 8 年 7 月 17 日(金)
契約の締結	令和 8 年 7 月末(予定)
業務準備期間	令和 8 年 8 月から令和 8 年 9 月まで
委託業務開始予定	令和 8 年 10 月

※ 本件に関する説明会は実施しません。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 7 日(火)午後 4 時 45 分必着
- (2) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は書留郵便に限ります。)

(3) 提出書類(各正本1部)

ア 彦根市プロポーザル参加表明書(様式第1号)

必要事項を記載し、代表者印を押してください。

イ 会社概要書(様式第2号) ※任意様式可

企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば添付してください。

ウ 主要事業実績表(様式第3号) ※任意様式可

地方公共団体における受託実績のうち、主なものを記載してください。また、記載した実績を証明できる書類(契約書、協定書等の写し)を1部添付してください。

エ 未納のないことの証明 ※入札参加資格者名簿に登録されていない法人のみ

(4) 提出先 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市市民環境部ライフサービス課 担当：檜尾、山岸

7 質問書の提出

(1) 提出期限 令和8年6月22日(月)午後4時45分必着

(2) 提出方法

質問書(様式第4号)を持参、郵送、電子メールまたはFAXで提出してください。メールの場合、表題は「プロポーザル質問書(事業者名)」とし、メール、FAXを送信した際は、担当へ電話で受信の確認をしてください。

(3) 回答方法 提出のあった質問事項の全てを取りまとめ、本市ホームページにて公表します。

(4) 提出先 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市市民環境部ライフサービス課 担当：檜尾、山岸

T E L 0749-30-6151、F A X 0749-22-1398

e-mail : shimin@ma.city.hikone.shiga.jp

(5) その他

ア 質問の内容について、本市から確認の連絡をする場合があります。

イ プロポーザルの公平性を保てないと判断された質問へは回答しない場合があります。

ウ 公表した回答をもって、募集要項等の追加または修正があったものとみなします。

エ 提出期限以降に提出された質問および公表した回答に対する再質問は受け付けません。

8 企画提案書の提出

「6 参加表明書の提出」により参加意思を表明した者は、次のとおり審査に必要な書類を提出

してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 7 日 (火) 午後 4 時 45 分必着
- (2) 提出方法 持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便に限ります。)
- (3) 提出書類

提出書類は下記の順に A4 ファイルにとじ込み 5 部提出してください(ウは 1 部でも可。)

また、提出書類の電子データ(PDF)もあわせて提出してください。電子データの提出に当たっては、電子メール送付で提出してください。

ア 企画提案書(様式第 5 号)

イ 企画提案資料(任意様式)

ウ 業務委託料見積書(様式第 6 号)

市が支払う業務委託料(消費税および地方消費税を含む。)は、総額を記載してください。また、内訳書(任意様式)を添付してください。

- (4) 企画提案資料の記載に関する留意事項

ア A4 規格・縦とします。ただし、スケジュール等で A3 規格の折り込みを使用しても構いません。

イ 用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとします。

ウ ページ数は特に定めませんが、審査に支障をきたすような膨大な資料は慎んでいただき、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめてください。

エ 文字サイズは 11p t 以上とします。

オ 図、絵、写真の使用は可とします。

カ 企画提案は、1 参加者につき 1 案とします。

キ 企画提案資料には、参加者を特定できる名称を表示しないでください。

ク 参加者の都合により本プロポーザルの参加を辞退することとなった場合は、速やかに参加辞退届(任意様式)を提出してください。

- (5) 提出先 〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号
彦根市市民環境部ライフサービス課 担当：樫尾、山岸
e-mail : shimin@ma.city.hikone.shiga.jp

9 プレゼンテーションおよびヒアリング

次のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを行います。なお、審査については本市職員で組織する「彦根市ライフサービス課フロントヤード等委託業務に係る公募型プロポーザル審査

委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行います。

- (1) 日時 令和8年7月14日(火)※時間は後日連絡します。
- (2) 場所 彦根市役所本庁舎5階会議室5-1.5-2
- (3) 出席者 プレゼンテーション会場の入室者は3名以内とします。
- (4) 内容

ア 1参加者当たりの説明時間は、30分以内とします。

イ プレゼンテーションにおける提案者の必須説明事項は、次のとおりとします。

- ・経歴、実績、知識に関すること。
- ・業務実施体制に関すること。
- ・企画提案内容に関すること。

ウ 説明者は本業務を担当する者とします。

エ 説明は資料に沿った内容とします。

オ 提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることができません。

カ プレゼンテーションの際、参加者を特定できる名称を使用してはいけません。

キ プレゼンテーション後に審査委員会委員によるヒアリングを実施します。(10分程度)

(5) 順番 企画提案書の受付順とします。

(6) その他

ア プレゼンテーションには、プロジェクターを使用することもできます。その際、プロジェクター、スクリーン、レーザーポインターおよび電源は市で準備します。それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が用意してください。

イ 審査方法を変更することがあります。なお、その場合は別途通知します。

10 評価および採点

提出された書類とプレゼンテーションについて、次の項目により評価・採点し、審査委員会委員の合計点数の平均が最高得点を得た者を契約候補者として選定します。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合は、くじにより決定します。

なお、評価点の合計点数の平均が140点未満の場合は契約候補者として選定しません。

	評価項目	配点
1	事業者の実績について	20

2	業務実施体制について	30
3	仕様内容について	80
4	PRポイントについて	20
5	プレゼンテーションおよびヒアリングについて	20
6	法令遵守について	20
7	委託料について	10
	合計点数	200

11 契約候補者の特定の取消し

「10 評価および採点」により選定した契約候補者の提出書類等に虚偽または事実と著しく相違があると認める場合は、その特定を取り消すものとします。

12 審査結果の通知

- (1) 審査委員会による審査の結果、評価点の合計点数の平均が最も高い事業者を最優秀事業者、次に合計点数が高い事業者を次点事業者として選定します。
- (2) 審査の結果は全ての参加者(辞退した事業者を除く。)に対して文書により通知します。また、本市ホームページにおいて最優秀事業者を公表します。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとします。

13 契約の締結

最優秀事業者の選定後、本市との業務内容等の調整を行い、契約します。また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、次点事業者を契約候補者とします。

14 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとします。また、提出期限以降の書類の提出は認めません。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者の瑕疵によるものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとします。
- (3) 提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとします。ただし、本市が本プロポー

ザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で使用できるものとします。

(4) 提出書類等は、返却しません。提案書等に記載された内容および個人情報、当該プロポーザルのみに使用し、彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)および個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適正に管理するものとします。

(5) 本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、彦根市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することができるものとします。ただし、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、非公開とする場合があります。

(6) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本事業に関する本市への営業行為を禁止します。